

第10 環境森林部の補助金について

1. 環境森林部環境保全課の補助金

(1) 群馬県産業環境保全連絡協議会補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分・施行区分（指摘事項69）

第4の第2項参照。

(イ) 補助金交付先の役員等の属性の確認について（指摘事項70）

第4の第1項参照。

(ウ) 各地区協議会の役員属性について（指摘事項71）

第4の第1項参照。

(エ) 実績報告書の正確性の検証について（意見98）

結論：地区協議会の支出について、請求書写しのみで確認し、支払に関する証憑を確認していないものが1件検出されたので、支払に関する証憑の確認を漏らさないよう留意されたい。

説明：協議会から各地区協議会（10か所）への支援事業費支出（合計45万円）については、完了報告書に添付された銀行の振込受付書の写しで確認されていた。さらに、各地区協議会の支出額についても、同協議会が各地区協議会から集めた請求書や領収書の写しが添付されており、それら証憑の写しによる確認がなされていた。しかし、高崎地区協議会の支出については、請求書の写しで確認しており、振込受付書の写しなど支払に関する証憑の確認がなされていない。支払に関する証憑の確認を漏らさないよう留意する必要がある。

(オ) 補助金の効果の検証について（意見99）

結論：協議会が行った研修について、参加者アンケートの提出を求めて分析を行うなど、より精緻な検証を行うべきである。

説明：補助金の効果の検証については、同協議会ないし各地区協議会が補助事業の趣旨・目的に沿った活動をしているかしか検討されていない。しかし、各地区協議会が実施した見学会や研修会は、優良事業所や原子力発電所の見学や環境問題に関する講演会の実施など有意義と見られるものも含まれる一方、参加者数は50名のものから15名しかいないものもある。研修会などの効果の検証としては、参加者へのアンケートとその集計結果の分析が有用と考えられる。そこで、各地区協議会での企画に参加した者のアンケートやその集計結果の提出を求めて、その効果を分析するなどより精緻な検証を行うべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県が群馬県産業環境保全連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営費用の一部を補助することにより、県内企業の公害防止思想の普及と公害防止自主管理体制の確立を図り、もって産業公害の防止に資することを目的とすること

とされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県産業環境保全連絡協議会補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象事業は、①国、県及び市町村の環境保全施策に係る情報の収集並びに会員への提供、②公害防止管理者等の養成、技術研修、講習会、講演会の開催、③公害防止に関する調査、研究、④環境関係行政機関との連絡、協力である。

(エ) 本件補助金の支出先

群馬県産業環境保全連絡協議会であり、同協議会から、前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、館林、富岡、藤岡、西邑楽、北毛の地区協議会へ交付される。支出先への県有施設の貸与はない。

本件補助金は、協議会以外に交付対象は想定していない。交付先の補助事業の遂行能力については、実績報告書により、確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。補助金支出の効果については、交付申請書に添付される事業計画で検証している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和54年度に開始され、37年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	150	150
平成24年度	150	150
平成25年度	150	150
平成26年度	150	150
平成27年度	150	150

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了報告書を事業完了の日から2か月以内又は次年度の4月30日までに提出することとされている。

(サ) 事後点検

補助金の適正利用については、収支予算書と補助事業完了報告書・収支決算

書（見込み）・領収書の写し・パンフレット等で確認している。

2. 環境森林部林政課の補助金

(1) ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業（沼田市）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 事業の実現可能性の確認について（意見100）

結論：計画段階において、事業の実現可能性を確認し、実現性の高い事業に対して、予算計上を行うことが望ましい。

説明：計画段階では、7事業に対して、合計4538千円の補助金の交付を予定していたが、実際には3事業に対して合計557千円（計画比12.3%）の補助にとどまっております、残りの4事業は廃止となっている。

4事業のうち、2事業は、補助対象経費がわずかであったため、事業実施主体が補助金の申請を見合わせたものであり、やむを得ないと考えられる。

しかし、1事業については、現地精査を実施したところ、通常の伐採が困難な箇所であることが判明し、困難地整備事業の上限を超える経費の必要性が生じ、自己負担金の確保が困難なことから、事業を廃止したものである。今回のように補助金の申請が不可能となった場合には、その経費は自己負担となるのであるから、最終的に補助金が交付されるか否かに関係なく、計画段階において現地精査を実施し、経費を精密に算定した上で、補助金の申請を行うことが望ましい。

さらに、残りの1事業については、地権者との交渉が難航したことにより、年度内の実施が困難と判明したため、3月17日に事業を廃止している。事業の実施にあたっては、地権者の承諾が不可欠であることから、計画段階において地権者の承諾を得て、実施の可能性が高い事業に対して、補助金の申請を行う必要がある。計画に対する実績が12.3%というのは極めて低く、安易に計画が提出されているという懸念が生じる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本県の森林が水源の涵（かん）養、災害の防止等の公益機能を有し、全ての県民が等しくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備・保全していくために実施する、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助事業者は、補助事業を実施するときは、知事が別に定める期日までに事業計画書を知事に提出しなければならない、補助金の交付申請をするときは、知

事が定める期日までに補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められる場合には、補助金交付決定通知書を交付するものとする。

(エ) 本件補助金の支出先

沼田市であり、沼田市から自治会やNPO団体へ交付される。支出先への県有施設の貸与はない。交付先の補助事業の遂行能力については、一次的には、市町村にて判断するほか、第三者委員会を年に3回開催して、確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は、「ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）」課税期間5年間（平成26年度～30年度）である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成26年度に開始され、2年目である。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	—	—
平成26年度	10,040	5,456
平成27年度	4,538	557

なお、平成27年度の予算と決算額の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	予算額	計画変更	交付決定	変更交付決定	確定額	注
A	226	—	226	226	226	
B	119	—	119	119	119	
C	212	—	212	212	212	
D	480	—	480	廃止 H28.3.7	—	1
E	21	—	21	廃止 H28.3.7	—	1
F	825	廃止 H27.7.22	—	—	—	2
G	2,655	廃止 H28.3.18	—	—	—	3
計	4,538	—	1,058	557	557	

注1：補助対象経費がわずかであり、補助金の申請を見合わせたため、当該事業を廃止した。

注2：当初、困難地整備事業により、樹種転換を前提として全伐を計画して

いたが、現地を精査したところ、通常の伐採が困難な箇所（特殊伐採）があることが判明した。特殊伐採も含めた経費を改めて算定したところ、困難地整備事業の上限を超える経費の必要が生じ、今回自己負担金の確保が困難なことから事業を廃止した。

注3：計画段階では、地域において一定の合意形成がなされていたものの、地権者との交渉が難航し、年度内の事業の実施が困難となったため、事業を廃止した。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、事業区分ごとに、補助率やh a 当たりの上限等が定められている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は、延べ1名程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後2か月を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出することとされている。

(サ) 事後点検

県の出先事務所ごとに、実績報告書に基づき、現地調査を実施している。効果測定については、具体的に定められていないが、平成28年度にアンケート調査を実施する予定である。本件補助金の運用等については、一次的には、市町村が調査・検討を行っている。

(2) ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業（高山村）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 予算策定時の事業実施の実現可能性の確認について（意見101）

結論：計画時における事業実施の面積を、より正確に把握する必要がある。

説明：2次募集の4事業のうち、1事業において、変更交付申請により、補助金額が当初計画額の3.8倍となっている。これは、当初0.73h aの事業実施を予定していたが、実際にはその3.8倍となる2.79h aに増加したため、事業費が増加したものである。本件補助金は変更交付申請をすれば、実施した面積分の補助金の交付を受けることが可能であるため、当初計画時の面積が精密に把握されていないおそれがある。多少の誤差はやむを得ないとしても2倍を超えるような変更は、その精度に疑念が生じるため、計画時において、より正確な面積の把握を行う必要がある。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本県の森林が水源の涵（かん）養、災害の防止等の公益機能を有し、全ての県民が等しくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備・保全していくために実施する、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助事業者は、補助事業を実施するときは、知事が別に定める期日までに事業計画書を知事に提出しなければならない。補助金の交付申請をするときは、知事が定める期日までに補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められる場合には、補助金交付決定通知書を交付するものとする。

(エ) 本件補助金の支出先

高山村であり、高山村から自治会やNPO団体へと交付される。支出先への県有施設の貸与はない。交付先の補助事業の遂行能力については、一次的には、市町村にて判断するほか、第三者委員会を年に3回開催して、確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は、「ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）」課税期間5年間（平成26年度～30年度）である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成26年度に開始され、2年目である。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	—	—
平成26年度	2,826	2,821
平成27年度	35,470	40,954

なお、平成27年度の予算と決算額の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	予算額	計画変更	交付決定	変更交付決定	確定額	注
第1次						
A	320	—	320	320	320	
B	46	H27.5.29 50	50	50	50	1
C	1,770	—	1,770	1,770	1,757	

D	5,400	H27.5.29 11,800	11,800	H28.1.22 17,818	17,540	2
E	2,000	—	2,000	H28.1.22 1,650	1,624	3
F	93	—	93	H28.1.22 86	86	4
第2次						
G	8,555	—	8,555	8,555	8,447	
H	7,316	—	7,316	H28.1.22 7,080	7,012	5
I	8,875	—	8,875	H28.1.22 廃止	—	6
J	1,095	—	1,095	H28.1.22 4,185	4,118	7
計	35,470	—	41,874	41,514	40,954	

注1：当初0.53haの計画であったが、現地にて精査した結果、管理面積を0.63haに変更したことにより、補助金額が増加した。

注2：当初、2.0haの竹林（進入竹林）の間伐による整備を計画していたが、現地にて精査した結果、全て伐採することとなり適用単価が変更されたこと、竹林の進入が予想より多く、整備面積が増加したことにより、補助金額が増加した。

注3：事業実施にあたり、荒廃森林の面積を把握したところ、当初の計画面積より減少したため、補助金額が減少した。

注4：刈払機の購入単価が下がったため、補助金額が減少した。

注5：事業実施にあたり、荒廃森林の面積を把握したところ、当初の計画面積より減少したため、補助金額が減少した。

注6：当初、事業実施後の管理団体として想定していた団体について、地元調整が難航し、管理団体を確定できなかったことから、事業実施が困難となったため、今年度の事業を廃止した。

注7：事業実施にあたり、荒廃森林の面積を把握したところ、当初の計画面積より増加（0.73ha→2.79ha）したため、補助金額が増加した。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、事業区分ごとに、補助率やha当たりの上限等が定められている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は、延べ1名程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後2か月を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出することとされている。

(サ) 事後点検

県の出先事務所ごとに、実績報告書に基づき、交付先の現地調査を実施している。効果測定については、具体的に定められていないが、平成28年度にアンケート調査を実施する予定である。本件補助金の運用等については、一次的には、市町村が調査・検討を行っている。

(3) ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業（みなかみ町）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 事業の繰越について（意見102）

結論：市町村に対して、繰越が必要な具体的な理由を記載して繰越申請するよう要請するとともに、繰越がやむを得ないと判断した理由を起案書に明確に記載して決裁を行うべきである。

説明：本件補助金では、3事業3246万円が繰り越されているが、繰越にあたっては、繰越申請書がみなかみ町長から提出され、これを受けて、課内で繰越に関する決裁が行われている。

繰越申請書には、3事業ともに「箇所数・面積が多いので場所の選定及び協定締結等に時間がかかったことにより年度内に事業が完了できないため」としか記載されていない。このため、どの程度の選定や協定締結が実施されていないのか、予定していた協定締結がどの程度遅れたのか等の具体的な進捗状況が全く明らかにされていない。また、事業の繰越を決裁する起案の説明には、「提出された繰越承認申請について、その内容を審査したところ、事業の繰越についてやむを得ないと認められる」との記載があるが、どのように審査して、なぜやむを得ないと認められるのか、具体的な記載がない。

予算を繰り越すという判断を行うのであるから、繰り越すだけの理由があるのか否かを検討する必要がある。まず、繰り越す必要があるのか、廃止するかを判断できるよう、繰越を求める事情を具体的に記載するよう、市町村に対して、要請する必要がある。次に、繰越がやむを得ないと判断した検討内容を起案書に記載した上で、その内容に基づいて、決裁担当者が判断する必要がある。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本県の森林が水源の涵（かん）養、災害の防止等の公益機能を有し、全ての県民が等しくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備・保全していくために実施

する、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助事業者は、補助事業を実施するときは、知事が別に定める期日までに事業計画書を知事に提出しなければならない。補助金の交付申請をするときは、知事が定める期日までに補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められる場合には、補助金交付決定通知書を交付するものとする。

(エ) 本件補助金の支出先

みなかみ町であり、みなかみ町から自治会やNPO団体へと交付される。支出先への県有施設の貸与はない。交付先の補助事業の遂行能力については、一次的には、市町村にて判断するほか、第三者委員会を年に3回開催して、確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は、「ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）」課税期間5年間（平成26年度～30年度）である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成26年度に開始され、2年目である。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	—	—
平成26年度	33,100	232
平成27年度	49,407	6,098

なお、平成27年度の予算と決算額の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	予算額	計画変更	交付決定	変更交付決定	確定額	注
第1次						
A	5,350	H27.8.18 6,950	6,950	6,950	(6,950) 繰越	1
B	390	—	390	H28.3.11 100	100	2
C	300	—	300	H28.3.11 98	98	2

D	2,866	—	2,886	H28.1.28 廃止	—	3
E	300	—	300	300	300	
F	2,080	H28.1.28 廃止	—	—	—	4
第2次						
G	19,200	—	19,200	19,200	(19,200) 繰越	5
H	5,600	—	5,600	5,600	5,600	
I	13,300	—	13,300	6,300	(6,300) 繰越	6
計	49,406	—	48,926	31,258	6,098	

注1：当初、竹林の間伐による整備を計画していたが、現地にて精査した結果、全て伐採することとなり、適用単価が変更されたため、補助金額が増額した。また、箇所数・面積が多く、場所の選定や協定締結等に時間を要し、年度内に事業が完了しないため、翌年度に繰り越した。

注2：経費について精査したところ、事業費が減額となったため、補助金額が減額した。

注3：地元住民による整備を計画していたが、実施が困難となり、町による森林整備の要望があり、次年度の困難地整備支援事業により整備を行うこととしたため、今年度の事業を廃止した。

注4：平成26年度の困難地整備支援事業により整備した森林・竹林の管理を行う事業を計画していたが、平成26年度の困難地整備支援事業が完了せず、繰越事業となったため、今年度の事業を廃止した。

注5：箇所数・面積が多く、場所の選定や協定締結等に時間を要し、年度内に事業が完了しないため、翌年度に繰り越した。

注6：事業実施段階において、一部の地権者の承諾を得ることが困難となったため、事業規模を縮小した。また、箇所数・面積が多く、場所の選定や協定締結等に時間を要し、年度内に事業が完了しないため、翌年度に繰り越した。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、事業区分ごとに、補助率やha当たりの上限等が定められている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は、延べ1名程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後2か月を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出することとされている。

(サ) 事後点検

県の出先事務所ごとに、実績報告書に基づき、交付先の現地調査を実施している。効果測定については、具体的に定められていないが、平成28年度にアンケート調査を実施する予定である。本件補助金の運用等については、一次的には、市町村が調査・検討を行っている。

(4) 群馬県造林推進対策補助金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面機能を有しており、一つの森林において高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施策による森林整備を進める必要がある。このため、森林施策の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとするため、森林整備事業（造林関係）、単独森林整備事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県民有林造林事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

造林推進対策（造林推進対策）事業には、人工林助成造林、森林整備、林野火災跡地整備の3つの事業があり、事業の種類ごとに補助率、事業規模等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

（一財）群馬県森林・緑整備基金であり、支出先への県有施設の貸与はない。同基金は、群馬県及び県企業局が100%出えんを行っている団体である。

同基金は、本事業を遂行するために設立された団体であり、遂行能力について特に問題はない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。支出の効果については、実績により確認している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和49年度に開始され、41年継続している。平成25年度

に林業公社から基金が分収林事業を引き継いだため、平成25年度から基金に対して補助金を交付している。平成23年度及び24年度は、林業公社に対して、同様の補助金を交付していた。（平成23年度162千円、平成24年度1591千円）

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	129	129
平成26年度	842	842
平成27年度	942	942

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

交付申請書と同時に、造林事業実績調書を提出することとされている（造林事業終了後、9月20日までのものについては、当該事業年度の9月25日までに、それ以外のものは当該年度の1月30日までに提出する。）。

(サ) 事後点検

事業報告書に基づき、現地調査を実施している。特段の成果指標は定めておらず、効果測定、評価も行っていない。

3. 環境森林部林業振興課の補助金

(1) 群馬県森林組合連合会事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 算定基準の見直しについて（意見103）

結論：本件補助金の算定基準を見直すべきである。

説明：森林組合連合会は、森林組合法に基づき設立された団体であり、森林所有者の経済的社会的地位の向上と森林の保続培養、森林生産力の増進を図り国民経済の発展に資することが目的であり、協同組合的性格と公益性性格を併せ持った団体である。また、群馬県が策定した森林・林業基本計画に定められた利用間伐面積と素材生産量の増加などの目標達成のために、役職員や現場従事者の人材育成、山林所有者の意識の向上と信頼確保・効率的で生産性が高く、

かつ労働安全確保に有効な高性能林業機械の活用促進などが必要であり、そのために森林組合の組織を強化する必要がある。

しかし、森林林業を取り巻く諸情勢の流れが大きく変化しており、取組内容も多岐に渡り、補助対象事業が絞り込めない状況である。現行の算定基準では、毎回上限額を超えており、上限額がそのまま補助金額となっており、補助金の目的に適う効果があるのか測定が困難となってしまう。

もっとも、同連合会が行う研修等は、テーマが多岐にわたっており、テーマで補助金を絞るのは難しく、また、同連合会との間で、毎年、重点テーマを定めて実施しているので、あらかじめ交付要綱などで事業目的や事業経費を限定するのは難しいという側面もあるのも確かである。

そこで、同連合会の活動実績と基本計画の目標達成との間に有意な連関があるか確かめ、平成31年の目標達成に至る可能性によっては、実際に交付する補助金額に近い金額が算出されるような算定基準とすることが望ましいと考えられる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、群馬県森林組合連合会及び会員である森林組合の健全な発展と林業経営の合理化を図るため、群馬県森林組合連合会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県森林組合連合会事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

森林組合の経営改善事業の助長を図るための指導事業、森林組合経営指導専門員設置事業の2つの事業があり、事業ごとに補助対象経費、補助率が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

群馬県森林組合連合会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により同連合会に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、同連合会が開催する通常総会、理事会、役職員に対する各種研修会等へ出席し、経営方針や事業の遂行能力等の把握に努めている。また、森林組合法で定める同連合会に対する常例検査は国で実施するが、県も立会い内情の熟知に努めている。また、森林組合に対する常例検査については、林業振興課と(環境)森林事務所が実施している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とされており、本年度は予算上限である250万円で確定している。財源は一般財源である。

支出前の本件補助金支出の効果の検討については、毎年、通常総会資料を提出させるなどして確認している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和33年に開始され、57年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	2,800	2,800
平成24年度	2,500	2,500
平成25年度	2,500	2,500
平成26年度	2,500	2,500
平成27年度	2,500	2,500

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、補助率は補助対象経費の2分の1以内である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

規則において、補助事業が完了したときは、その日から2か月以内の実績報告書を提出することとされている。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、添付資料との突合を行っている。

(サ) 事後点検

具体的な成果指標は定めにくいだが、同連合会と連携して、森林組合の役職員と意見交換会を開催し、内情把握に努めている。

(2) 群馬県間伐総合対策事業補助金「間伐材販売支援」

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分(指摘事項72)

第4の第2項参照。

(イ) 算定基準の見直しについて(意見104)

結論：本件補助金の算定基準を見直すべきである。

説明：本件補助金は、森林組合(森林所有者)が出材する間伐材を、森林組合連合会が運営する原木市場で販売し、同連合会が販売に要した経費の一部に対し補助金を交付するものである。補助金額の算定方法は、同連合会の負担する経費が間伐材の販売で得た収入を上回る額と、上限額を比較し、いずれか低い金額を補助することとされている。

森林の持つ公益的機能発揮のために市場経営を存続するという目的からすると、赤字を補助金で補うことは合理的であるが、経営改善の誘因が働きにくくなる虞もある。また、現行の算定基準では、毎回上限額を超えてしまい、上限

額がそのまま補助金額となっており、販売収益と販売経費を比較する現行の算定基準が機能することはなく、実質的な定額補助となってしまう虞もある。

本件補助金が定額化するのを避け、経営改善の誘因を伴う補助金とするために、実際に交付される金額に近い金額が算出されるような算定基準とすることが望ましいと考えられる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬の山（森林）を守り、森林の有する国土保全の維持、水源かん養等の公益的機能の高度発揮や森林資源の質的充実に向けた森林環境の整備と健全な森林造成を緊急に促進するため、山元の間伐・枝払いによる森林整備及び生産された間伐材の原木市場までの運搬経費並びに原木市場での経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされ、①緊急間伐促進対策、②間伐材流通促進、③間伐材販売支援の3つの事業で構成されている。

本件補助金によって森林組合連合会が手数料を低く抑えることができ、森林所有者が間伐材を原木市場に出材したときに支払う手数料の負担が軽減され、間伐材の利用を促す効果もあると考えられるものの、本件補助金の目的は、間伐材を流通させる原木市場の維持が主であるといえる。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県間伐総合対策事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

間伐材販売支援事業の内容は、系統森林組合が出荷した間伐材の販売に要する経費に対し補助することとされ、補助対象経費は、間伐材販売のために要した経費が販売収益を超えた額であり、補助率は、補助対象経費の10/10以内である。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金の支出先は同連合会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、連合会に限定されている。補助事業の遂行能力については、これまでの実績等から、確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

330万円を上限として補助しており、財源は一般財源である。支出前に、連合会が提出する計画内容を確認している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成13年に開始され、14年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	3,300	3,300
平成24年度	3,300	3,300
平成25年度	3,300	3,300
平成26年度	3,300	3,300

平成27年度	3,300	3,300
--------	-------	-------

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、補助率は補助対象経費の2分の1以内である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものであり、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

規則に基づき、補助事業が完了した日から2か月以内に実績報告書を提出することとされている。

(サ) 事後点検

同連合会の事務所において、間伐材買受書の原本を確認している。森林組合法に基づき、森林組合の常例検査は県が行い、同連合会については国が検査を実施している。

(3) 群馬県森林整備担い手対策事業補助金（退職金共済掛金助成事業）

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、林業従事者対策基金の運用益を用いて、本県山林労務に従事する者の福利厚生の充実、労働安全衛生の促進、技術・技能の向上を図るため、森林整備担い手対策事業を実施する市町村等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県森林整備担い手対策事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象事業は、退職金共済掛金助成事業であり、退職金共済に加入している雇用主及び一人親方で組織された団体に対し補助を行うものである。

補助対象経費は、中小企業退職金共済及び林業退職金共済掛け金のうち、知事が予算の範囲内で定める額（林業退職金共済掛金を増額して負担する場合を除く）とされており、基準額は、年支払総額一人当たり、中小企業退職金共済であれば14万4000円、林業退職金共済であれば9万3840円である。

補助事業者は市町村であり、県の補助率は10分の5以内、市町村の補助率は10分の6以上である。

(エ) 本件補助金の支出先

県内市町村であり、市町村から県内事業者へ交付される。

県も（環境）森林事務所を通じて市町村と協力し、対象者はほぼ漏れなく把握している。労働条件など全数調査をしている。県内事業体数は126社で従事者は725名である。交付先における補助事業の遂行能力については、（環境）森林事務所では中退共や林退共の掛金の実績を把握し、確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は林業従事者対策基金の運用益である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成6年に開始され、23年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	26,942	26,576
平成24年度	26,876	26,488
平成25年度	27,205	26,406
平成26年度	26,841	26,214
平成27年度	30,377	30,125

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものであり、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、経年変化や計画との差異の有無を確認し、大きな変化があれば、市町村に問い合わせている。

(サ) 事後点検

従事者実態調査における5年ごとの詳細調査において、退職金共済の加入率を確認しており、加入率は年々上昇し続け、平成23年度の調査時は61.1%である。平成31年の従事者800人（今の人数水準）維持と年間50人新規就業者確保を目標としている。

(4) 群馬県林業近代化資金利子助成金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

経済発展に即応した林業の経営基盤の確立を図るため、林業経営の近代化に

必要な資金について、日本政策金融公庫又は系統金融機関から融資を受けて事業を実施する林業者等に対し、予算の範囲内において利子助成金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県林業近代化資金利子助成金交付要綱、群馬県林業近代化資金利子助成金交付要領

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

利子助成の対象資金は、林業者等及び県森連等が、林業構造改善事業推進資金、農林漁業施設資金、中山間地域活性化資金の3つの公庫資金の転貸又は非転貸によって事業を実施する場合とされ、利子助成率は、転貸の場合2.0%以内、非転貸の場合1.5%以内とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金の支出先は、群馬県森林組合連合会、森林組合、県産材加工協同組合であり、支出先への県有施設の貸与はない。

補助対象となる事業者については、日本政策金融公庫の担当者と連携を取っており、同連合会や森林組合など関係団体の事業内容を確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、支出前に、機械整備など本体のハード事業（補助事業）で費用対効果の検討を行っている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和54年度に開始され、36年継続している。

低金利時代に対応して、新規借り入れに対する補助はなくなり、過去に利子補給を受けた案件を継続しているのみである。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	5,185	5,134
平成24年度	4,453	4,452
平成25年度	3,866	3,865
平成26年度	3,915	3,914
平成27年度	4,067	3,992

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、利子補給であり、1.5%～2.0%以内とされる。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外の者（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書は、毎年度末、環境森林事務所に提出され、実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証を行っている。

(サ) 事後点検

日本政策金融公庫への元利金の弁済は全て取引履歴等で確認している。

(5) ぐんまの木で家づくり支援事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 成果目標と補助金の存否との関係（意見105）

結論：目標期限を設定し、サンセット方式とするなど、本件補助金の支給が長期化するのを避けるための方策が必要である。

説明：本件補助金の成果目標として、群馬県森林・林業基本計画に定められている「ぐんま優良木造住宅建築累計戸数」を平成31年までに1万戸とすること（平成26年までの実績は4795戸）があるが、目標期限の到来または目標達成によって、本件補助金を廃止するかどうか、条件や期限の定めがない。

県産材の消費量を増やすために、要件を充たす住宅建築に対して補助するため、予算規模がかなり大きくなっている。また、交付要件を満たしているか（木拾い表どおりぐんま優良木材が使用されているか）確認するため、認証センターの検査が必要であり、認証センターへの県の事務委託料負担と補助を受ける施主の手数料負担が生じている。

また、補助対象を在来の軸組工法に限ってきたことで、地域の工務店にとって利用しやすくなっていた反面、本件補助金が営業上欠かせないものと位置付けられ、改変しづらくなる虞もある。地域の工務店等が連携して取り組む良質な木造住宅等の整備を支援することは国策にも適うことであるが、本件補助金の目的はあくまでも県産材の需要拡大であり、この目的に対して効果が高まるかどうかによって改変しやすくしておく必要がある。

林業振興課としては、森林が県土の3分の2を占める本県において、県内森林所有者の森林管理意欲の保持、伐採や製材などの生産・加工に伴う地元産業の振興など、本事業による県産材利用を通して、森林・林業の振興や地域の活性化に大きく寄与するものであるため、県産材の需要拡大という目的により適合したものとするよう本件補助金の要件等の変更を検討しているとのことであるが、目標期限の到来や目標達成によって補助金が終了する方式など、本件補助金の支給が所与のものとなって長期化しないようにするための方策を採るべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県産木材の需要拡大を図るため、ぐんま優良木材を使用した住宅を建設、購入等する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

「ぐんま優良木材」とは、合法的な手続きを経て伐採された群馬県内産の素材丸太等を原材料として生産される製材品であって、ぐんま優良木材品質認証センター（以下「品質認証センター」という。）が定める「ぐんま優良木材製品品質規格基準」に適合する製材品である。

(エ) 本件補助金の支出先

県産材を使って県内に居住用住宅を建設する県民である。

本件補助金については、ホームページによる広報のほか、工務店にチラシで周知するなどしている。募集戸数を決めているが、予算の上限に達するまでは受け付けている。

交付先における補助事業の遂行については、上棟後、品質認証センターが現地で確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

構造材補助は、延床面積とぐんま優良木材の使用割合によって15万円～80万円の範囲で定額が補助される。内装材補助は、上限20万円で、内装材・建具（引戸等）は1㎡当たり3千円、建具（開き戸）は1㎡当たり1万1千円である。

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成19年に開始され、8年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	304,200 (394,200)	194,343 (321,035)
平成24年度	304,200 (394,200)	278,424 (314,571)
平成25年度	365,703 (438,203)	339,567 (412,067)
平成26年度	288,703 (318,670)	256,866 (312,909)
平成27年度	358,300 (-)	352,775 (-)

() 内は国費を含めた全体額

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、施設・設備整備補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。ただし、平成26年までは年間3千万円から1億3千万円の国費も充てられていたという経緯がある。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ1人程度である。

認証センターは、一般社団法人群馬県木材組合連合会の中にあるが、独立の組織であり、優良木材制度ができた平成10年に設立されている。認証センタ

一は、指定工場の指定や優良木材の製品の認証を行っており、業者は検査料を支払うとともに、県は検査事務に係る委託料を支払っている（募集戸数の件数に比例、平成27年度は572万円程度）。

(コ) 実績報告書

上棟時の検査結果を認証センターからデータで受け取り、確認を行っている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、県の担当者が内装材と構造材の検査に立ち会っている。

(サ) 事後点検

成果指標については、群馬優良木造住宅建築累計戸数を平成31年までに1万戸とする目標があり、ぐんま優良木材使用量や県産材に占める割合などの指標の確認を行っている。

(6) 群馬県間伐総合対策事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 目標設定と効果測定の必要性（意見106）

結論：本件補助金の目標を明らかにした上で効果測定を行うべきである。

説明：本件補助金の目標は、森林経営計画区域の間伐材利用面積を平成31年までに2000haにすることであるが、これに対して、間伐材流通促進事業による、間伐材の仕分け・積み替え経費補助（200円/m³）及び間伐材の出荷奨励（500円/m³）の効果が上がっているのか、因果関係が不明であり、効果の測定が困難となっている。

大規模な製材所の出現など、流通形態の変化にも対応していかなければならない状況下で、一定規模の補助金の効果測定ができなければ、補助金の在り方の見直しも適切かつ有効になし得ないことになりかねない。

そこで、森林経営計画区域の間伐材利用面積を平成31年までに2000haとする目標をブレイクダウンした中目標・小目標を設定し、本件補助金の目標を明らかにした上で効果測定を行うべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬の山（森林）を守り、森林の有する国土保全の維持、水源かん養等の公益的機能の高度発揮や森林資源の質的充実に向けた森林環境の整備と健全な森林造成を緊急に促進するため、山元の間伐・枝払いによる森林整備及び生産された間伐材の原木市場までの運搬経費並びに原木市場での経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされ、①緊急間伐材促進対策、②間伐材流通促進、③間伐材販売支援の3つの事業で構成されている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県間伐総合対策事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

間伐材流通促進事業の内容は、原木市場における間伐材の仕分け・積み替え

経費補助及び間伐材の出荷奨励である。補助対象経費は、事業内容に基づき実施する間伐材の仕分け・積み替え及び出荷奨励に要する経費である。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金の支出先は、群馬県森林組合連合会、群馬県素材生産流通協同組合、下仁田町森林組合であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金については、素材生産流通組合などの業界団体を通じて周知している。交付先における補助事業者の遂行能力については、現地に赴いて、年間取扱量を確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成13年に開始され、14年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	16,100	14,777
平成24年度	14,490	14,490
平成25年度	14,490	14,490
平成26年度	14,490	14,490
平成27年度	14,490	14,490

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、市場経費助成、出荷奨励金であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

支出内容及び金額の正確性については、現地に赴いて確認している。

(サ) 事後点検

成果指標としては、森林経営計画区域の間伐材利用面積を平成31年までに2000haにすることを掲げている。平成27年は、利用間伐面積2000ha/年の目標に対し、807ha/年となっている。計画の進捗状況を計画推進協議会で確認している。

(7) 公共施設等県産材活用推進事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 都市部に浸透させるための課題について（意見107）

結論：都市部においても、建造物の木造化・木質化を促すための工夫が望ま

れる。

説明：本件補助金は公共施設を木造化・木質化しようとする市町村、学校法人、社会福祉法人等に対し、その費用の一部を補助するものである。多くの人々が出入りする町のランドマーク的建物を木造化・木質化することで、木造中心の町並みが形成されるとともに、県産木材の使用拡大を通じて、県産木材の活発な市場が形成されることを企図するものであり、町作りを見据えた壮大な構想を背景に持って始まった。

本件補助金の初年度（本監査対象年度）の利用主体は、山間部などの町村が中心であったが、PRに努めたところ、2年目は、市町村に加え、社会福祉法人からも申請があった。

山間部などで木造化・木質化の流れを生むことは、県産材の流通市場の形成に資するものと評価できるが、やはり建物が多いの都市部であって、都市部のランドマーク的存在の建物をいかに木造化・木質化へと促すことができるかが課題となる。

一定規模以上の木造の建物は建築費用やメンテナンス費用が嵩むイメージが強いが、最近では、条件によっては、鉄筋の建物などとのコストの差は縮まっており、老朽化して解体する際のコストまで含めて考えると、鉄筋などに比べて決して高くないとのことでもあった。

環境に優しいという木材の特性を活かして都市部でも木造化・木質化を促すような工夫が望まれるといえる。

(イ) アンケートの活用（意見108）

結論：本件補助金の効果測定の方法の一つとして、補助対象となった公共施設等の建物の来訪者等を対象としたアンケートの実施が考えられる。

説明：他県の包括外部監査報告書によれば、補助金の対象となる施設が公共施設等に限定されており、木造を普及させるのが目的であるのならば、対象施設を拡大すべきではないかといった意見もある。さらに、普及の効果検証として、木造施設の増加による「木材使用量」と、それに伴い当該木造施設に出入りする人の数である「木とふれあう人数」を成果指標としているが、これは木造施設の建設による当然の結果として出てくるものであり、このような施設を契機とする波及効果等を建築関係者や県民にアンケートを行うなどの対策が必要なのではないかとしている。

こうした監査意見に対して、県では、公共施設はその地域のモデル的建物（シンボルタワー）であり、それを木造化することで、家を建てる人、建築関係の職業に就いている人、その他大勢の人が木造を選ぶようになるという波及効果がある。また、直接木と触れ合うことにより自らの家や施設を木造化したいと思ってもらえるという効果も少なからずあると考えているとのことであった。

これは、何故、公共施設等の木造化・木質化を進めるのか、それなりに得心のいく戦略であると評価できる。ただし、どれだけの人々に木造はいいと思ってもらえたかといった効果測定をどのように行うかは問題である。そこで、他

県の監査報告書にあるように、アンケートの活用は一つの有効な方法として考えられる。群馬県でも、他の事業において、木造の保育園の園児、保護者、職員等を対象にアンケートを実施したことがあり、職員が疲れにくくなった、園児が怪我をしにくくなった、昼の寝付きがよくなったなどプラスの声が寄せられたとのことであった。こうしたアンケートを本件補助金の対象となった公共施設等の来訪者を対象として実施することも効果測定の方法として有効であると考えられる。

(ウ) 県内の公共施設等の種類・構造等の把握（意見 109）

結論：県内の公共施設等の種類・構造・築年数等を調査して把握すべきである。

説明：本件補助金は、これから新たに整備する施設の木造化（骨組みや構造）・木質化（内装）が目的であるが、県内の施設がどのような作りになっているか把握しておらず、統計上、何々造りの公共施設が何割かといった程度の把握しかしていない。

公共施設の木造化・木質化に関する目標はないが、県産木材の使用量を増やすことについて、平成31年に県産材製材品生産量を190千 m^3 /年にする目標があり、平成26年の実績は137千 m^3 /年である。公共建築物等木材利用促進方針策定市町村数は、平成31年に35市町村とすることが目標であり、平成26年は23市町村である。こうした目標であれば、なおさらのこと、県内の公共施設等の種類・構造・築年数等を調査・把握し、補助金運用の戦略立案のための資料とすべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、木材需要の多様化等に示される森林に対する県民の要請に答えて、県産材の安定供給、流通体制の整備、木材加工施設等の整備、県産材の需要拡大等を総合的に推進し、森林資源の有効活用を図るため、木材等生産振興対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、木材等生産振興対策事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

木材等生産振興対策事業の区分、種目、実施主体ごとに、補助対象経費、補助率等が定められており、公共施設の木質化及び外構施設の木造化ともに、市町村木材利用方針が策定済み又は見込みであること、また、学校法人、社会福祉法人等が事業実施主体の場合は、市町村が協調補助を行うことが条件とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金の支出先は甘楽町、南牧村である。

本件補助金の周知については、市町村の農林担当課を通じ、福祉課などへ情報提供している。また、社会福祉法人には県の健康福祉課から情報提供してい

る。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

公共施設の木質化は定額（上限300万円）で、財源は一般財源である。支出の効果については、事前に提出された計画書と図面で検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成27年度に開始されている。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	—	—
平成26年度	—	—
平成27年度	10,000	3,273

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、施設・設備整備補助であり、定額・定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、環境森林事務所の担当者が現地確認などにより確認している。

(サ) 事後点検

公共施設の木造化・木質化の数・割合の目標はないが、県産木材の使用量を増やすことについては、平成31年に県産材製材品生産量を190千 m^3 /年にする目標があり、平成26年の実績は137千 m^3 /年である。公共建築物等木材利用促進方針策定市町村数は平成31年35市町村が目標で平成26年時点では23市町村となっている。

(8) 群馬県林業普及指導事業関係団体補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項73）

第4の第2項参照。

(イ) 補助金交付先の役員等の属性要件（指摘事項74）

第4の第1項参照。

(ウ) 交付要綱の規定の改定の必要性（意見110）

結論：本件補助金の交付要綱を実務の使用に耐え得るものに作り替えるべき

である。

説明：本件補助金の交付要綱（群馬県林業普及指導事業関係団体補助金交付要綱）は、性質の異なる林研グループ育成事業と共通の交付要綱である上、そもそも定め方が簡潔であるため、補助金事務の指針として十分でない面がある。

共通の一つの交付要綱において、性質の異なる補助事業をメニューとして規定する方法もあるが、あまり広範囲のものに通用する交付要綱にしようとする、規定が抽象的となり、事務マニュアルとしての機能性が下がるので注意が必要である。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

林業の担い手及び林業後継者の資質の向上を図り、林業を振興するため、林業普及指導関係事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、林業普及指導事業の実施団体に補助金を交付することとされている。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県林業普及指導事業関係団体補助金交付要綱

（ウ）本件補助金支出の決定過程の概要

林業改良普及協会育成事業、林研グループ育成事業の2つの事業項目ごとに、補助対象経費、補助率、事業主体、補助率等が定められている。

（エ）本件補助金の支出先

群馬県林業改良普及協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。交付先における補助事業の遂行能力については、「林業ぐんま」の発行、間伐コンクールの実施、林業経営推奨行事（表彰）の実施、講習会の実施などを通じて、確認している。

（オ）本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

（カ）本件補助金の推移

本件補助金は平成7年度に開始され、20年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,100	1,100
平成24年度	1,100	1,100
平成25年度	1,100	1,100
平成26年度	1,100	1,100
平成27年度	1,100	1,100

（キ）本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助である。

（ク）本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、関係書類により確認している。

(サ) 事後点検

事業計画により、林業の普及に関わる活動であるか確認するとともに、実績報告書でさらに事後確認も行っている。

4. 環境森林部緑化推進課の補助金

(1) 緑の少年団育成事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項75）

第4の第2項参照。

(イ) 交付要綱別表の表現について（意見111）

結論：交付要綱別表にある、「次に掲げる事業」の中の「1 新設団体設立費、2 既設団体育成費」は「1 新設団体設立、2 既設団体育成」に改めるべきである。

説明：交付要綱の別表2段目の「緑の少年団育成事業」について、「次に掲げる事業」として、「1 新設団体設立費、2 既設団体育成費、3 交流集会の開催、4 その他少年団活動に必要な事業」と記載されている。事業を限定列挙し、それにかかる経費について規定しようとしているのであるから、列挙されるのは費用ではなく事業でなくてはならず、「1 新設団体設立費、2 既設団体育成費」は、「1 新設団体設立、2 既設団体育成」に改めるべきである。

(ウ) 実績報告書の提出期限について（意見112）

第4の第6項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

緑豊かな住みよい郷土づくりを推進するため、市町村又は公益社団法人群馬県緑化推進委員会が行う緑化対策事業に対し、予算の範囲内において補助金等を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、緑化対策事業補助金等交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

郷土緑化推進、緑の少年団育成、巨樹・古木保全の3つの事業ごとに、補助対象事業者、事業の内容、補助対象経費、補助率等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

公益社団法人群馬県緑化推進委員会であり、支出先に対する県有施設の貸与はない。同委員会から、高崎市立乗附小学校を含む324の小学校と26の少年団に配分されている。

緑化推進委員会から提出された事業計画により、遂行能力を確認している。但し、各学校の遂行能力については、各市町村が検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

公益社団法人群馬県緑化推進委員会が行う事業が対象とされ、新設団体設立費は2分の1以内、既設団体育成費は1団体あたり1万円、交流集会の開催は知事が予算の範囲内で定めた額とされている。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和56年度に開始され、34年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	6,282	5,212
平成24年度	5,010	4,950
平成25年度	4,804	4,510
平成26年度	4,994	4,840
平成27年度	4,900	4,800

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費補助であり、定率補助・定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書は、補助事業の完了した日の翌日から30日以内又は当該補助金等の交付決定のあった翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに提出するものとされている。

(サ) 事後評価

具体的な成果指標は定められていない。交付先の学校のうち、報告書を提出した約40校について、報告書をまとめて、1冊の冊子にして配布している。また、実績報告書が提出された後、担当者が実際に緑化推進委員会に行って、根拠資料等を確認している。